

〇みよし市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年2月10日

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)の報酬請求に対し、必要となる費用を負担することが困難である者に代わって市が費用を助成し、もって被後見人等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 後見人等の報酬を助成する対象者(以下「対象者」という。)は、市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条の規定による審判の請求を行い、家庭裁判所により後見人等が選任された者(みよし市に転入した者で、転入前の住所地の区市町村長が審判の請求を行い、前住所地の区市町村から同種の助成を受けていたものを含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けているもの
- (2) 後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難なもの
- (3) その他市長が必要があると認めたもの

(報酬助成の申請)

第3条 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、みよし市後見人等報酬助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果をみよし市後見人等報酬助成(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(後見人等報酬の支払)

第4条 後見人等の報酬を受けようとする者は、年度内に2回を限度とし、請求月の10日までに請求書を提出しなければならない。

(報酬額の範囲)

第5条 後見人等の報酬額は、家庭裁判所が審判する後見人等の額とする。ただし、対象者の生活の場が在宅の場合にあっては月額28,000円を、施設入所の場合にあっては月額18,000円を限度とする。

(届出の義務)

第6条 後見人等報酬費用(以下「助成金」という。)の助成を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他世帯の状況に変更があったとき。

(受給資格の喪失)

第7条 被後見人は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の受給資格を喪失する。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) みよし市民でなくなったとき。(みよし市が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、保険者となっている場合、その他法令の規定により援護を行っている場合は除く。)

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の手段により助成金を受けている者があるときは、助成金をその者から返還させることができる。

2 市長は、助成金を受けている者が死亡時において、相続財産があることが判明したときは、助成金を相続人に対して返還請求することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月29日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

みよし市後見人等報酬助成申請書

みよし市長様

(被後見人)

住所

氏名

電話番号

次のとおり、後見人等報酬助成の申請をいたします。

1 後見人等

住所

氏名

生年月日

電話番号

2 申請理由

3 後見等の内容

4 添付書類

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市後見人等報酬助成(決定・却下)通知書

年 月 日付けで後見人等報酬助成申請のありました件については、次のとおり(決定・却下)します。

1 後見人等

住所
氏名
生年月日
電話番号

2 報酬額

円

3 却下理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。